

秩父市自主防災・防犯組織活動資機材等整備補助金交付要綱

施行 平成19年4月1日

改正 平成30年4月1日

改正 平成31年4月1日

改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 市は、「安心・安全のまちづくり」を積極的に推進するため、自主防災・防犯組織（以下、「組織」という。）が活動を行う上で必要な資機材等の整備等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年秩父市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象組織)

第2条 補助の対象となる組織は、町会を基礎的な単位として結成された組織とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業の事業種目、対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 補助対象事業は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 国、県、市等の補助制度によらず、組織が単独で整備する事業であるもの。
- (2) 整備後の維持管理及び運用が組織により適切に行われるものであること。
- (3) 該当事業に係る管理者等との調整がしており、事業の実施に支障を来すおそれのないものであること。
- (4) 地域住民の意向が十分反映され、地域住民の総意を基本としたものであること。
- (5) 組織を構成する住民へ事業の周知するものであること。
- (6) 原則として当該年度内に事業完了するものであること。

(補助の制限)

第4条 補助金の交付を受けた組織は、別表に掲げる事業種目ごとに当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間は補助対象組織となることができないものとし、既に補助金の交付を受けた組織が、合併及び分割等に伴い新たな組織になった場合も同様とする。ただし、事業種目3については、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする組織の代表者（以下「申請者」という。）は、自主防災・防犯組織活動資機材等整備補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の内容が適当と認めたときは、自主防災・防犯組織活動資機材等整備補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(事業の変更・中止)

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において事業内容及び条件を変更しようとするときは、自主防災・防犯組織活動資機材等整備補助事業変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したとき(補助事業等の中止の承認を受けたときを含む。)は、市長が定めるところにより、補助事業の成果を記載した自主防災・防犯組織活動資機材等整備補助事業実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第9条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかわる補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、組織に自主防災・防犯組織活動資機材等整備補助金確定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の補助金確定の通知を受け、補助金の請求を行うときは、自主防災・防犯組織活動資機材等整備補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた組織は、当該補助金に係る証拠書類を当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは既に交付した当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から交付された補助金の返還を要求されたときは、指定の日までにこれを返納しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条、第4条関係）

事業種目	対象経費	補助率																										
1 簡易備蓄 倉庫整備	<p>組織で有する防災・防犯資機材等の保管及び備蓄を行うために既成の屋外設置用倉庫の購入に要した経費とする。</p> <p>組織により維持管理・運用及び鍵の施錠・管理等を行い、事業を周知するための表示等を行うこと。</p>	<p>補助対象経費の3分の1とし、15万円を限度とする。</p>																										
2 防災・防犯資機材 整備	<p>防災・防犯活動を行う際に必要となる資機材等の購入を目的とした経費とする。</p> <p>防災・防犯資機材等は下記に定めるものを対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="470 638 1268 1758"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 638 694 683">区分</th> <th data-bbox="694 638 1268 683">資機材名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 683 694 728">情報収集・伝達</td> <td data-bbox="694 683 1268 728">ハンドマイク 携帯用ラジオ 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 728 694 817">初期消火用具</td> <td data-bbox="694 728 1268 817">消火器 水バケツ、防火衣 ヘルメット等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 817 694 952">水防用具</td> <td data-bbox="694 817 1268 952">防雨シート シャベル つるはし スコップ かま 土のう袋 ロープ 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 952 694 1131">救出用具</td> <td data-bbox="694 952 1268 1131">バール はしご のこぎり ハンマー なた 防塵マスク 防塵メガネ おの ジャッキ チェーンソー 一輪車 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1131 694 1220">救護用具</td> <td data-bbox="694 1131 1268 1220">担架 救急セット テント 毛布 シート 組立式シャワー 簡易トイレ AED 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1220 694 1265">避難用具</td> <td data-bbox="694 1220 1268 1265">強力ライト 標旗 警笛 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1265 694 1355">給食・給水用具</td> <td data-bbox="694 1265 1268 1355">炊事用具（炊飯装置、鍋、コンロ等） 給水タンク ガスボンベ 配膳用食器 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1355 694 1444">訓練用具</td> <td data-bbox="694 1355 1268 1444">訓練用消火器 心肺蘇生訓練用人形 ビデオ教材 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1444 694 1489">保護用具</td> <td data-bbox="694 1444 1268 1489">手袋 活動服（難燃）編上靴 雨衣 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1489 694 1534">照明用具</td> <td data-bbox="694 1489 1268 1534">投光機 コードリール 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1534 694 1624">パトロール用具</td> <td data-bbox="694 1534 1268 1624">帽子 ベスト 懐中電灯 誘導灯 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1624 694 1758">その他用具</td> <td data-bbox="694 1624 1268 1758">携帯電話機用充電器 ビニールシート リアカー テント その他各区分に必要と認められる資機材</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資機材名	情報収集・伝達	ハンドマイク 携帯用ラジオ 等	初期消火用具	消火器 水バケツ、防火衣 ヘルメット等	水防用具	防雨シート シャベル つるはし スコップ かま 土のう袋 ロープ 等	救出用具	バール はしご のこぎり ハンマー なた 防塵マスク 防塵メガネ おの ジャッキ チェーンソー 一輪車 等	救護用具	担架 救急セット テント 毛布 シート 組立式シャワー 簡易トイレ AED 等	避難用具	強力ライト 標旗 警笛 等	給食・給水用具	炊事用具（炊飯装置、鍋、コンロ等） 給水タンク ガスボンベ 配膳用食器 等	訓練用具	訓練用消火器 心肺蘇生訓練用人形 ビデオ教材 等	保護用具	手袋 活動服（難燃）編上靴 雨衣 等	照明用具	投光機 コードリール 等	パトロール用具	帽子 ベスト 懐中電灯 誘導灯 等	その他用具	携帯電話機用充電器 ビニールシート リアカー テント その他各区分に必要と認められる資機材	<p>補助対象経費の3分の1とし、15万円を限度とする。</p>
区分	資機材名																											
情報収集・伝達	ハンドマイク 携帯用ラジオ 等																											
初期消火用具	消火器 水バケツ、防火衣 ヘルメット等																											
水防用具	防雨シート シャベル つるはし スコップ かま 土のう袋 ロープ 等																											
救出用具	バール はしご のこぎり ハンマー なた 防塵マスク 防塵メガネ おの ジャッキ チェーンソー 一輪車 等																											
救護用具	担架 救急セット テント 毛布 シート 組立式シャワー 簡易トイレ AED 等																											
避難用具	強力ライト 標旗 警笛 等																											
給食・給水用具	炊事用具（炊飯装置、鍋、コンロ等） 給水タンク ガスボンベ 配膳用食器 等																											
訓練用具	訓練用消火器 心肺蘇生訓練用人形 ビデオ教材 等																											
保護用具	手袋 活動服（難燃）編上靴 雨衣 等																											
照明用具	投光機 コードリール 等																											
パトロール用具	帽子 ベスト 懐中電灯 誘導灯 等																											
その他用具	携帯電話機用充電器 ビニールシート リアカー テント その他各区分に必要と認められる資機材																											
3 発電機の 整備	<p>防災・防犯活動を行う際に必要となる発電機等の購入を目的とした経費とする。</p>	<p>補助対象経費の3分の1とし、15万円を限度とする。</p>																										